

平成25年度自動車騒音常時監視結果

三浦市では、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音常時監視調査を実施しています。平成25年度は、以下の市内主要道路2区間の沿道における騒音の状況を調査し、騒音に係る環境基準の達成状況について明らかにするため評価を行いました。

調査日時:平成26年1月16日午前9時から平成26年1月17日午前9時まで

整理番号	路線名	センサス番号	区間延長(km)	等価騒音レベル(dB)				面的評価結果			
				道路近傍		背後地		評価対象戸数(戸)	環境基準達成率(%)		
				昼間(6~22時)	夜間(22~6時)	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)		昼夜とも(24時間)	昼間のみ(6~22時)	夜間のみ(22~6時)
1	横須賀三崎線	40180	4.6	69	65	50	43	1,192	100	0	0
2	武上宮田線	60150	3.1	64	58	47	35	437	100	0	0

※評価対象範囲は、対象路線の道路端から50mの範囲としています。

●環境基準

	類型	幹線道路	A地域	B・C地域
近接空間	昼間(6時~22時)	70dB以下	-	-
	夜間(22時~6時)	65dB以下	-	-
非近接空間	昼間(6時~22時)	-	60dB以下	65dB以下
	夜間(22時~6時)	-	55dB以下	60dB以下

※「幹線道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上の区間に限る)をいいます。

※「近接空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線道路の場合は道路端から20mの空間をいいます。

※「非近接空間」とは、評価対象の50mの範囲から近接空間を除いた空間をいいます。

●地域類型

地域の類型	用途地域
A地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

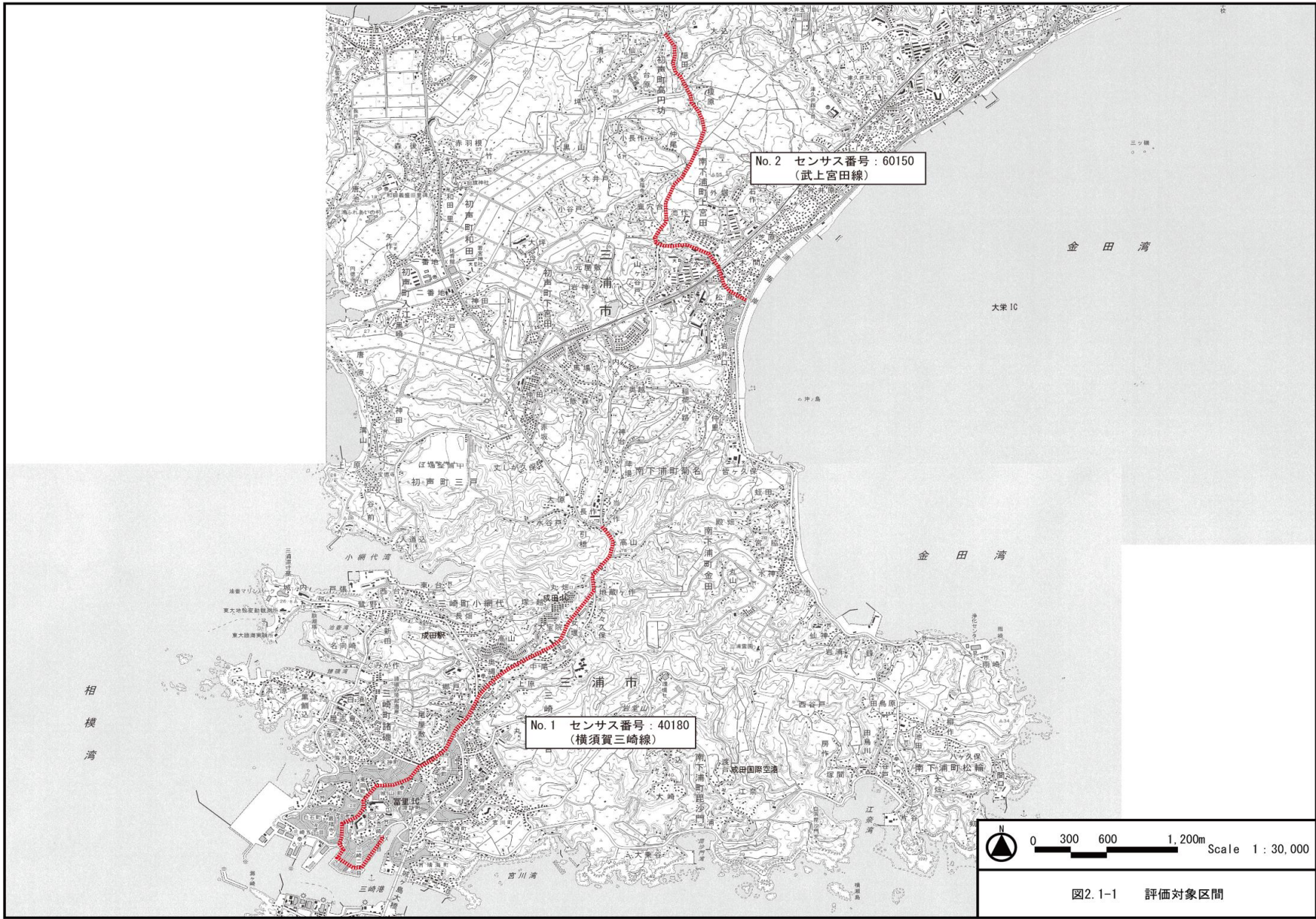


図2.1-1 評価対象区間